

税

12月は県下一斉徴収強化月間 税金の納付はお済みですか ～納期限内に納付しましょう～

●問い合わせ 役場税務課 管理係 ☎096(293)3117

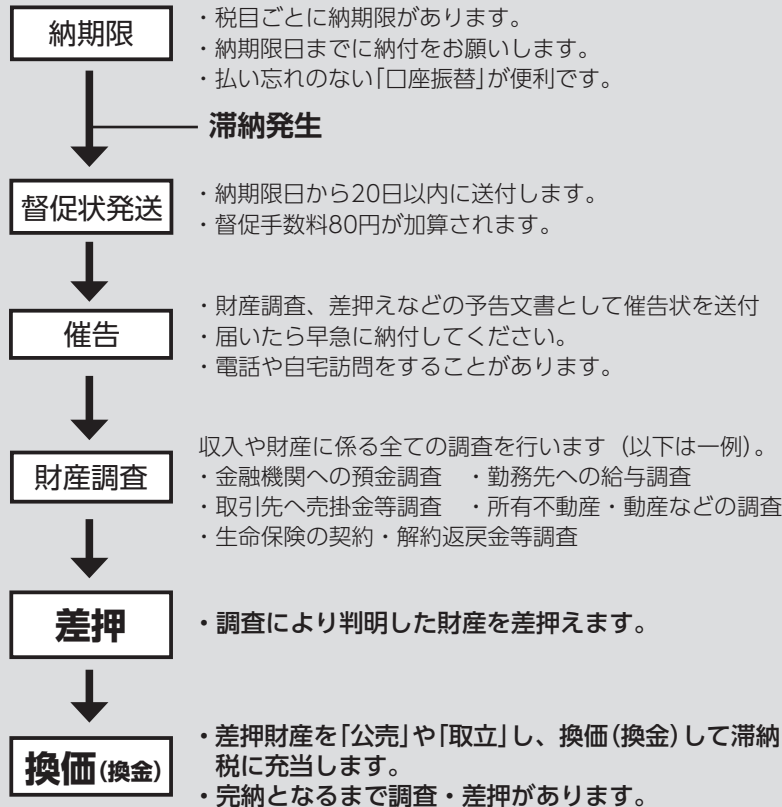
納期限を過ぎても納付がない人には、督促状や納税催告状を送付しています。未納がないかご確認をお願いします。

●税金って何に使われてるの？
福祉や教育・道路整備をはじめ、安心して健康的な生活・環境を維持するために使われます。

●税金を払わないとどうなるの？
税の滞納は、町の財政を圧迫し住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。安定したサービスを提供するために、税金の納期内納付をお願いします。また、納期内納税者と滞納者との公平性を保つために、納期限を過ぎると延滞金の加算や財産調査、差押えなどの滞納処分がされます。

●納付できないときはどうしたらいいの？
早めにご相談ください。納税の猶予など受けられる制度をご案内します。

滞納処分までの流れ



不動産の公売を行います

町が差押えた不動産(宅地)を入札で公売をします。入札の際は、公売保証金の納付が必要です。入札希望者は、事前に役場税務課までお問い合わせください。

公売日時

●日時 12月15日(木) 午前10時(受付)
午前11時(入札)

●場所 役場1階 多目的室



▲対象となる土地

【不動産情報】

- 所在地 矢護川字護願所2523番地
※矢護川公園から北へ200メートルの位置
- 登記地目 宅地
- 面積 583.87㎡
- 見積価格 1,757,449円
- 公売保証金 170,000円

※公売とは、税金を滞納している人の動産、不動産などの財産を差し押さえ、入札やせり売りなどの方法で強制的に売却することです。売却代金は滞納している税金に充てられます。
※滞納税完納などにより、公売が中止になる場合があります。

12/18

日曜日に町税などの支払いができます！

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）・保育料・介護保険料の支払窓口を開きます。納付がお済みでない人は、この機会をご活用ください。

●日時 12月18日(日) 午前9時～午後1時

●場所 役場1階各課窓口

●各支払いの問い合わせ

【町税】	役場税務課	管理係	☎096(293)3117
【保育料】	役場子育て支援課	入園支援係	☎096(293)5981
【介護保険料】	役場介護保険課	介護保険係	☎096(293)3511

令和5年1月1日から

軽自動車の手続きがOSSとJNKSで変わる

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

軽自動車を保有するときの申請が、インターネットからできるようになります。また、軽自動車税(種別割)の納付情報を軽自動車協会がオンラインで確認できるようになります。

詳しくはこちら▶



軽自動車ワンストップサービス(軽OSS)

パソコンから24時間365日いつでも検査申請、各種手数料や国税の納付、地方税の申告ができるサービスです。令和5年1月から新車購入時の軽自動車保有関係手続きが対象となります。
※スマートフォン・タブレットからの申請はできません。



メリット

- 手続きの際窓口に出向く必要がなくなる。
※軽自動車検査協会での「車検済等」の受け取りは必要です。
- 申請や申告などの各種手続きを順序良く一連の流れで行うことができる。

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)

軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付状況をオンラインで確認できるシステムです。軽自動車税(種別割)も令和5年1月から適用となり、継続検査時に納税証明書の提示は原則不要です。
※二輪の継続検査時は、今後も納税証明書の提示が必要です。

